

燃えるごみの減量と「協力ください」

佐賀市では、平成22年に行った環境都市宣言の具体的な取り組みとして「平成24年度までに平成20年度比10%の燃えるごみ減量」を目標に掲げています。燃えるごみの量は年々減少してきていますが、平成23年度末時点での削減率は5.5%にとどまっています。また、平成24年度の途中経過（4～9月実績）では、前年度の同時期と比べてほとんど減量が進んでおらず、目標の達成は非常に厳しい状況となっています。



目標達成に向けて、1人1日あたり約80グラムの減量に取り組みましょう。

【燃えるごみ減量のポイント】

「80グラム」の目安

・ごはん茶碗 $\frac{1}{4}$ + 納豆1パック分



・8枚切り食パン1枚 + 菓子箱(内容量40g)2箱



食材の買い過ぎや、作り過ぎに注意するなど、ごみそのものを減らしていくことが大切です。また、ごみを捨てる際には、生ごみの水切りや紙ごみの分別を行うことで、燃えるごみを減らすことができます。

問い合わせ

循環型社会推進課 3R推進係

TEL 30・2430 FAX 30・2494

固定資産(土地・家屋)の異動の手続きはお済みですか

固定資産税の納税通知書(課税明細書)をもつ一度確認ください。

課税されていない建物や、解体(予定)した建物がある場合は、連絡をお願いします。

納税義務者

固定資産税の課税の基準日は1月1日で、原則として登記簿上の所有者を納税義務者とします。

◆1月1日以前に売買契約が成立しているも、所有権移転登記(売買登記)が完了していないと、新所有者(買主)ではなく旧所有者(売主)に課税します。
◆所有者が死亡されている場合は、所有権移転登記(相続登記)を行いましょ。死亡された年内の相続登記が困難な場合は、資産税課へ「納税義務者代表者届」を提出ください。この場合、相続権がある人全員が固定資産税の納税義務者となります。

建物

建物の新築・増築や解体は、法務局での登記申請が義務付けられています。

◆建物を新築・増築したら建物表題登記を行います。また、資産税課に

も連絡ください。

◆建物を解体したときは登記(滅失登記)の申請をすると、法務局から市へ連絡通知がありますので、翌年度以降課税することはありません。滅失登記の予定がない場合は資産税課まで連絡ください。

土地

土地の現況(利用状況)を変更された場合は登記申請が義務付けられています。

◆土地の地目(利用状況)を変更した場合は、地目変更登記を行います。また、資産税課にも連絡ください。
◆土地の固定資産税の評価上の地目は土地登記簿上の地目にかかわらず、現況の地目によるものとされています。よって、固定資産税の評価上の地目と登記地目が一致しない場合があります。

問い合わせ

本庁 資産税課

家屋担当 TEL 40・7071

土地担当 TEL 40・7070

FAX 25・5408

年末年始の市民生活課窓口業務

年内の業務は、12月28日(金)までです。12月29日(土)から1月3日(木)までは休みです。ただし「証明書自動交付機」「戸籍届出」「火葬場」については、次のとおり受け付けします。

証明書自動交付機

(本庁西玄関・大和支所東玄関)

12月30日(日)まで利用できます。
12月31日(月)から1月3日(木)まで休止します。

※エスプラッツ2階に設置の証明書自動交付機は、12月28日(金)まで利用できません。

戸籍届出(出生、死亡、婚姻など)

本庁の時間外窓口(市役所西玄関横守衛室)で年末年始も受け付けします。

火葬場(つくし斎場、川副葬祭公園、東与賀火葬場、天山斎場)

1月1日(火・祝)以外は通常どおり受け付けします。

○:手続き可 X:手続き不可

窓口名	29(土)	30(日)	31(月)	1(火)	2(水)	3(木)	備考
本庁の窓口業務	X	X	X	X	X	X	
支所の窓口業務	X	X	X	X	X	X	
市民サービスセンター パスポート業務	X	X	X	X	X	X	エスプラッツ2階
戸籍届受け付け	○	○	○	○	○	○	時間外窓口(守衛室)にて受付
自動交付機	本庁市民ホール(1階フロア2台)	X	X	X	X	X	
	本庁西玄関(1台)	○	○	X	X	X	稼働時間 8時~17時
	エスプラッツ2階(1台)	X	X	X	X	X	
	大和支所東玄関(1台)	○	○	X	X	X	稼働時間 8時30分~17時
郵便局証明サービス	X	X	X	X	X	X	佐賀嘉瀬、蓮池、川久保、三反田、北山郵便局
つくし斎場	○	○	○	X	○	○	
川副葬祭公園	○	○	○	X	○	○	
東与賀火葬場	○	○	○	X	○	○	
天山斎場	○	○	○	X	○	○	

証明書自動交付機の利用停止のお知らせ

証明書自動交付機のメンテナンスのため、全ての証明書自動交付機の利用を停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

日 時 / 12月22日(土) 終日

対象 / 本庁西玄関、本庁フロア、市民サービスセンター、大和支所東玄関



証明書自動交付機

問い合わせ

本庁 市民生活課

TEL 40・7081 FAX 28・9188

年末年始のし尿くみ取り

年末年始は、し尿のくみ取りが休みのため、大変混雑しますので、お早めに収集手配をお願いします。

年末の営業

・旧佐賀市
12月30日(日) 午前中まで
・諸富町、川副町、東与賀町
12月29日(土) まで
・大和町、富士町、三瀬地区、久保田町
12月29日(土) 午前中まで

年始の営業

・旧佐賀市、川副町、東与賀町
平成25年1月7日(月) から
・諸富町、大和町
平成25年1月4日(金) から
・富士町、三瀬地区、久保田町
平成25年1月5日(土) から

問い合わせ

佐賀市衛生センター

TEL 26・7302 FAX 26・7752